

平成25年度 新潟市社会福祉協議会 事業計画

第1 基本方針

近年、社会経済情勢の変化に伴う雇用状況の悪化、少子高齢化、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など急激な地域社会の変容により、社会的に孤立する世帯が急増しています。その状況は、稼働世代や子育て世代などにも広がっており、新たな福祉課題・生活課題が顕在化し社会問題化しています。

また、それらの福祉課題・生活課題等は、複合的な要因を持つことが多く、これに対応するためには社会福祉協議会が地域福祉を推進する要の役割を果たし、地域内のあらゆる生活支援に関わる住民・団体・関係者との協働体制をつくり、解決にあたっていく必要があります。

そのような状況を踏まえ、本会はその役割の重要性を再認識し、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新しい地域福祉の課題と向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援を通じた解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる、地域に根差した福祉のまちづくりに取り組みます。

第2 重点目標

1. 多様な生活課題や新たな福祉課題に対応するための地域福祉活動の推進

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につながる支援や仕組みづくりを行います。そのために、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、個別支援から地域支援につなげます。

2. 総合的な相談支援体制の強化とネットワークによる取組みの推進

福祉総合相談センター、区社会福祉協議会、介護事業所等を拠点とした総合的な相談支援体制を強化するとともに、社会資源との連携を図り課題解決に努めます。

3. 地域のつながり再構築と福祉教育の推進

本会が取り組んできた小地域福祉活動を基盤として、地域における福祉活動の実践者と協働しながら、「助け合い」「支え合い」のまちづくりを進めるとともに、地域住民の抱える地域福祉課題を共に考えていけるよう働きかけを行うなどの福祉教育を通じ、地域福祉の推進の要となる人材育成を進めます。

4. 地域包括ケアシステムの推進に向けた介護保険事業等の取組み

高齢者や障がい者の皆さんが住み慣れた地域で生活するため、介護・障がいサービスの充実を図るとともに、個々の生活状況やニーズに応じた適切な支援が受けられるよう総合的なケアマネジメントを提供する等、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みに努めます。

5. 組織体制の強化とコンプライアンス体制の推進

急激な社会経済情勢に対応するため、トップマネジメントによる組織体制を強化し、併せてコンプライアンス体制の整備を進めます。

第3 主要事業

1. 多様な生活課題や新たな福祉課題に対応するための地域福祉活動の推進

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につながる支援や仕組みづくりを行います。そのために、アウトリーチ（地域に向向いていくこと）を徹底し、個別支援から地域支援につなげます。

- (1) 既存の仕組みでは解決できない制度の狭間のニーズ等をアウトリーチ型のコミュニティソーシャルワーク（CSW）機能の強化を図ることで幅広く対応し、個別支援・生活課題解決の強化を図ります。
- (2) 「高齢者等あんしん見守り活動事業」（市補助事業）により、高齢者の孤独死や親族・地域との関わりを持たない社会的孤立状態を防ぐため、地域住民主体の見守り体制を構築するとともに、見守りに関する区民向けフォーラム（各区社協主催）を開催します。
- (3) 地域福祉コーディネーター育成事業（市委託事業）の実施・養成を行い、CSWとの連携・協働を図り、生活課題の解決等に取り組みます。
- (4) 市内で共通する社会的課題に対する調査研究を行い、調査結果を反映した新たな事業開発の可能性を関係機関と共に検討します。
- (5) 各区社協で策定した「地域福祉活動計画」を着実に実行していきます。

2. 総合的な相談支援体制の強化とネットワークによる取組みの推進

福祉総合相談センター、区社会福祉協議会、介護事業所等を拠点とした総合的な相談支援体制を強化するとともに、社会資源との連携を図り課題解決に努めます。

- (1) 生活福祉資金貸付事業を通じた生活相談や自立支援活動を促進します。
- (2) 認知症高齢者や知的・精神障がい者の方々が、適切に福祉サービスを利用できるよう援助を行う日常生活自立支援事業について、初期相談から契約までの期間短縮を進め、利用者の権利擁護に努めます。
- (3) 認知症高齢者の増加等により権利擁護の推進が急務となっており、新潟市の委託を受けて、「新潟市成年後見支援センター」を開設します。センターでは、市民からの成年後見制度に関する相談に対応し利用支援を行うとともに、「市民後見人」の養成・活動支援や、親族後見人の活動支援を行います。

- (4) 成年後見制度における親族後見人や専門家による第三者後見人が不足している中、関係団体等から要望の多い「市民後見人」を活用した、信頼性に基づく第三者後見を行うべく、「法人後見」事業への取り組みについて、実施に向けた検討を行います。
- (5) 子育て支援家庭からの相談に応じ適切な支援を行うため、「ファミリーサポートセンター事業」（市委託）の体制をさらに強化するとともに、病児に対する活動体制を整備します。
- (6) 平成27年度からのひまわりクラブにおける小学校6年生までの拡大に先がけ、3クラブ（5施設）でモデル実施を行い、課題等を検証します。

3. 地域のつながりの再構築と福祉教育の推進

本会が取り組んできた小地域福祉活動を基盤として、地域における福祉活動の実践者と協働しながら、「助け合い」「支え合い」のまちづくりを進めるとともに、地域住民の抱える地域福祉課題を共に考えていけるよう働きかけを行うなどの福祉教育を通じ、地域福祉の推進の要となる人材育成を進めます。

- (1) 会員会費や共同募金配分金等を財源として、各区の「友愛訪問事業」や「地域の茶の間事業」、「ふれあいマップ」、「住民座談会」、「緊急情報キット配付事業」など様々な住民主体の地域福祉活動やボランティア団体・NPO等の地域福祉活動を支援することで、協働による多様な地域福祉活動推進の輪を広げます。
- (2) 地区社協、民生委員児童委員、各種団体、専門機関、NPOなどとのネットワークを再構築し、多様な地域の課題を共に解決していく仕組みづくりを進めます。
- (3) 公民館などと連携し、地域福祉活動を推進する担い手になる人材（コミュニティー・コーディネーター）の発掘・育成を図ります。
- (4) 「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に沿った災害ボランティアコーディネーター等の養成研修を行い、災害時に実践できる人材を育成します。

4. 地域包括ケアシステムの推進に向けた介護保険事業等の取り組み

高齢者や障がい者の皆さんが住み慣れた地域で生活するため、介護・障がいサービスの充実を図るとともに、個々の生活状況やニーズに応じた適切な支援が受けられるよう総合的なケアマネジメントを提供する等、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みに努めます。

- (1) 地域包括ケアの視点を持ちつつ、利用者やご家族に信頼され安心していただける質の高い介護サービスが提供できるよう、医療機関や地域包括支援センター等との連携を図るとともに、職員の専門性の向上・維持に努めていきます。

- (2) 障がい者が住み慣れた地域で適切なサービスを受け自立ができるよう、障がいの計画相談支援のための相談支援専門員を配置し、利用計画の作成、モニタリングなどを行います。
- (3) 認知症の増加に伴い、地域で支え合う仕組みづくりが急務であり、本会職員で構成する「認知症ケアプロジェクト」による研修等を進め、地域での生活を支える介護サービスの実践及び地域包括支援センター、医療機関等との連携を強化します。また、本会介護事業所における社会貢献活動の一環として、そのノウハウを介護者や地域住民の皆さんに積極的にお伝えし、地域の皆さんに支えられ、必要とされる施設運営を進めます。
- (4) 制度の狭間のニーズに対応するため、新たな生活支援サービスの開発を目指していくとともに、住民参加型有償福祉サービス「まごころヘルプ事業」の役割や機能の見直しを進めながら、日々多様化する社会的ニーズに対応します。

5. 組織体制の強化とコンプライアンス体制の推進

急激な社会経済情勢に対応するため、トップマネジメントによる組織体制を強化し、併せてコンプライアンス体制の整備を進めます。

- (1) 安定的な法人経営を行うため、法人機能（人事管理、財務管理、規程整備、人材育成等）の充実を図るとともに、すべての所属・事業におけるPDCAサイクルの徹底を図ります。
- (2) 職員の法令遵守やリスクマネジメントを徹底し、内部統制、コンプライアンス体制を推進します。
- (3) 社会福祉法人として信頼される地域福祉推進活動や介護・障がいサービスの提供に努めるとともに、地域・介護福祉をリードできる人材の育成を進めます。
- (4) 「第二次新・新潟市社会福祉協議会創造計画」（平成24年度～平成26年度）に続く次期中期計画策定（平成27年度～）のため、策定委員会を設置します。
- (5) 会員会費、共同募金、寄付金等の財源確保の取り組みを強化するとともに、併せて市民から信頼を得ることができるよう情報公開・発信に努めます。